

お知らせ

パートⅢ

凡例 随日時 場会場 内容 対象 定員 費参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス その他 携帯帯電話

福祉

新年度の保育園入園申し込み

平成26年4月から新たに保育園入園を希望する人の申し込みを受け付けます(左表上参照)。平成26年1月6日(月)～31日(金)・午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日除く)。保育課保育班・印旛支所・本笠支所・各公立保育園。※書類審査や準備の都合上、期間以降は受け付けできませんのでご了承ください。
●児童の保護者が次の(1)～(6)いずれかの場合です。
(1)居宅外で仕事をしている場合。
(2)居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合。

(3)出産(出産予定月の前後2ヵ月)。
(4)病気や負傷、または心身に障害がある場合。
(5)長期にわたる病人や負傷者、心身に障害がある人を常に介護している場合。
(6)火災その他の災害の復旧にあたっている場合。

いずれの場合も証明書が必要です。(1)～(6)の詳しい基準についてはお問い合わせください。
また、現在求職中の人間についても、4月から右記と同様の家庭状況となる予定の場合、申し込みできます。

ただし、同居の祖父母などが保育できると認められる場合には入園できない場合もあります。
●必要書類:次の①～④。
①保育園入園申込書、申し込み提出してください。

また、各保育園において、園児の受け入れに余裕がある場合は、5月以降も入園できますので、希望する人は、希望月の前月10日(土・日曜日および祝日の場合は前日)までに申込書を提出してください。
●保育課保育班(☎内線221・222・223)。

市内保育園一覧

園名	住所	電話番号	受け入れ月齢
公立			
大森保育園	大森3370番地	☎2439	6カ月以降
木下保育園	木下1342番地4	☎2733	6カ月以降
木刈保育園	木刈六丁目23番地	☎1873	6カ月以降
内野保育園	内野一丁目12番地	☎1874	6カ月以降
高花保育園	高花一丁目10番地	☎7011	6カ月以降
西の原保育園	西の原三丁目7番地	☎0221	産休明け(生後57日)以降
もとの保育園	滝野三丁目2番地	☎2935	6カ月以降
私立			
どんぐり保育園	小林北五丁目12番地2	☎1383	産休明け(生後57日)以降
銀の鈴保育園	高花五丁目3番地	☎7566	産休明け(生後57日)以降
原山保育園	草深1177番地18	☎6600	産休明け(生後57日)以降
山ゆり保育園	萩原1917番地8	☎1333	産休明け(生後57日)以降
牧の原宝保育園	牧の原三丁目1番地3	☎4011	産休明け(生後57日)以降
スマイル保育園	牧の台一丁目1番地2	☎3000	産休明け(生後57日)以降
小倉すくすく保育園	小倉673番地7	☎5901	産休明け(生後57日)以降
※認定こども園 しおん保育園本園	松崎517番地	☎1329	産休明け(生後57日)以降
※しおん 保育園分園	牧の原一丁目3番 牧の原モア内	同上	産休明け(生後57日)以降～ 平成24年4月1日生まれ (2歳児クラス)

太字は平成26年の春から開園予定。※については直接契約となりますので、申込書および入園手続きについては、しおん保育園にご確認ください。

学童クラブ一覧

名称	所在地および電話番号
木刈学童クラブ	木刈二丁目6番地 ☎8592
小倉台学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎6031
小倉台第2学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎2033
内野学童クラブ	内野一丁目1番地 ☎5671
内野第2学童クラブ	内野一丁目3番地 ☎7122
原山学童クラブ	原山三丁目4番地 ☎3966
高花学童クラブ	高花二丁目4番地 ☎1147
西の原学童クラブ	西の原三丁目14番地 ☎1395
原学童クラブ	原三丁目5番地 ☎6220
原第2学童クラブ	原三丁目5番地 ☎7210
滝野学童クラブ	滝野五丁目1番地 ☎2019
いには野学童クラブ	若萩三丁目9番地 ☎1198
平賀学童クラブ	平賀1161番地2 ☎3501
木下学童クラブ	木下1475番地1 ☎0061
大森学童クラブ	大森3313番地1 ☎5814
永治学童クラブ	浦部548番地3 ☎8071
小林学童クラブ	小林北五丁目12番地1 ☎8677
小林第2学童クラブ	小林2441番地2 ☎6261
六合学童クラブ	瀬戸1580番地 ☎1128
しおん学童クラブ	松崎517番地5 ☎3928

※小林および小林第2および六合学童クラブは、指定管理者により管理運営。
※しおん学童クラブは、NPO法人しおんの家が運営しています。

学童クラブ入所のご案内

平成26年4月から入所を希望

する人の申し込みを受け付けます。

●学童クラブの名称および所在地:左表下参照。
●12月2日(月)～平成26年1月31日(金)(年度途中の入所も可能)。
●保育課管理班・印旛支所・本笠支所まで持参、または保育課管理班へ郵送。小林・小林第2学童クラブ・六合学童クラブ・しおん学童クラブについては、各学童クラブへ持参。
●市内の小学校に就学中で、夫婦共働きなどのため、保護者など、ほかに監護する者がいない家庭の児童、または、保護者や家族が疾病などのため、家庭で適切な監護を受けられない児童(同居の祖父母などが保育できると認められる場合には入所できないことがあります)。
●開所時間:下校時～午後7時(土曜日・夏休みなどの長期休業日は、午前8時～午後7時)。
●休所日:日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日まで。
●必要書類:次の①～③。
①学童クラブ入所許可申請書。
②父母などの就労証明書、または、保護者が放課後に家庭にいないことを証明できる書類。

他市区町村の保育園へ入園する場合は

市内に住所のあるお子さんを他市区町村の保育園に入園させたい場合は、住民記録のある印西市から希望保育園のある市区町村に協議を申し込むことになります。

平成26年4月からの入園を希望する場合、申し込み締切日は市区町村により異なりますので、ご確認のうえ、お早めに余裕を持ったお手続きをお願いします。
なお、申請に必要な書類は保育課・印旛・本笠支所・市内保育園に用意してあります。
●保育課保育班(☎内線221・222)。

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童(18歳に到達する年度まで)を養育する家庭や、配偶者が重度な障害者(国民年金の障害等級1級程度)で児童を扶養している人の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を

この手当は、申請が必ずです。

●児童扶養手当支給額●

	手当額
全部支給	月額41,140円
一部支給	月額41,130円～9,710円 (所得に応じて、10円きざみの額)

○第2子については月額5,000円、第3子以降は、月額3,000円加算されます。

図ること
を目的に
支給され
る手当で
す(詳しく
は下表
参照)。
この手
当ては、
申請が必
要です。
手当の支給は、認定を受けると、申請をした月の翌月分からはなります。
●支給資格の審査、所得による支給制限、支給要件などがあるので、事前に左記までご相談ください。
●子育て支援課児童家庭班(☎内線242・248)。

ひとり親家庭等医療費等助成制度

母子家庭または、父子家庭などの経済的負担を軽減するため、医療費などにかかる自己負担分に対し助成をします。
●母子家庭の母・父子家庭の父および18歳の年度末までの児童。ただし、生活保護世帯は除く。
●助成範囲:各保険法の規定による自己負担分から一部負担額(左下表)を控除した額。
助成資格および所得制限による審査などがありますので、事前に相談ください。
●子育て支援課児童家庭班。

●自己負担額●

	手当額
入院の場合	入院時食事療養費負担額
通院・調剤	診療・調剤報酬明細書1件につき1,000円

特定疾患見舞金制度

市では、特定疾患および先天性血液凝固因子障害の治療を受けている人へ見舞金を支給しています(初回の登録申請手続きが必要となります)。
●県が認定した特定疾患医療受給者票、小児慢性特定疾患医療受給者票、先天性血液凝固因子障害受給者証の発行を受けている療養者。
●見舞金の額:▼通院が月2日以上:月額5,000円▼入院が月2日以上15日未満:月額5,000円▼入院が月15日以上:月額10,000円。
※千葉県から受給者証などが交付されたら、左記までご連絡ください。
●社会福祉課厚生班(☎内線255・256)。

特別児童扶養手当
心身に重度、中度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。
●身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上、精神保健福祉手帳の2級以上、身体障害の内部障害(心臓、腎臓など)で手帳と同程度(手帳と手当の等級は、審査により異なります)。
●手当月額:1級は50,050円、2級は33,330円。
●資格喪失事由など:次の①～③いずれかに該当したとき。
①施設などへ入所したとき。
②お子さんが障がい事由とする公的年金を受給する。③本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。
●ご相談、詳しい請求手続きは、左記まで。
●社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。